

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する
消防の用に供する設備等に関する基準適用申請書

堺市消防長 殿

(消防署長)

申請者

住所

(電話)

氏名

消防法第17条の規定に基づき設置を必要とする消防用設備等に代えて、
〔消防法施行令第29条の4・堺市火災予防条例第71条の2〕の規定の適用を受け、
下記のとおり特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防
の用に供する設備等を設置したいので申請します。

記

防火対象物	所在地					
	名称					
	用途	項	構造			
	規模	階数 地上	階 地下	階	延べ面積	m ²
		住戸利用施設の有無	有・無	住戸利用施設の床面積の合計	m ²	
特定共同住宅等の種類		構造類型	<input type="checkbox"/> 二方向避難型 <input type="checkbox"/> 開放型 <input type="checkbox"/> 二方向避難・開放型 <input type="checkbox"/> その他			
	代替申請する設置を必要とする通常用いられる消防用設備等		代替設置する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等			
初期拡大抑制性能	<input type="checkbox"/> 消火器具 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備		<input type="checkbox"/> 住宅用消火器 <input type="checkbox"/> 消火器具 <input type="checkbox"/> 共同住宅用スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 共同住宅用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備			
避難安全支援性能	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具又は非常警報設備 <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯及び誘導標識		<input type="checkbox"/> 共同住宅用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備			
消防活動支援性能	<input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備		<input type="checkbox"/> 共同住宅用連結送水管 <input type="checkbox"/> 共同住宅用非常コンセント設備			
設置を要する消防用設備等						
※受付欄			※経過欄			

様式第 2 1 号の 1 ②

住戸利用施設が有の場合、住戸利用施設の部分は次の様式に記載すること。

住戸利用施設	用途		
	存する階	階	床面積の合計 ㎡
	代替申請する設置を必要とする通常用いられる消防用設備等	代替設置する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	
初期拡大抑制性能	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 共同住宅用スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 共同住宅用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	
避難安全支援性能	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具又は非常警報設備	<input type="checkbox"/> 共同住宅用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	
設置を要する消防用設備等			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。）について		適否	図面番号
特定共同住宅等（住戸利用施設を除く。）			
1	<p>[適用範囲]</p> <p>(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項口に掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、令8条の規定により他の用途に供される部分と区画された令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物</p> <p>(3) 独立した用途に供される部分は、「令別表に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号・消防安第41号）記1(2)の「独立した用途に供される部分」に該当するもので、当該部分は、床面積150㎡以内ごとに防火区画されていること。</p>		
住戸利用施設			
1	<p>[適用範囲]</p> <p>(1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第1(5)項イ、(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「住戸利用施設」という。）にあつては、下記の用途に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> □旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの □有料老人ホーム □福祉ホーム □老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 □障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設 		
2	<p>[住戸利用施設の面積等]</p> <p>住戸利用施設の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができものをいう。以下同じ。）の床面積がいずれも100㎡以下であつて、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上のものであること。</p>		
3	<p>[共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備]</p> <p>住戸利用施設（令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備にあつては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けていること。</p>		

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）について		適否	図面番号
1	[主要構造部] 主要構造部が耐火構造であること。		
2	[共用部分の仕上げ] 共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものであること。		
3	[住戸等の床・壁の用件] 床又は壁は、耐火構造であること。		
4	[住戸等と他の住戸等との区画] 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。		
5	[住戸等の外壁に面する開口部の要件] (1) 住戸等の外壁に面する開口部は、外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られていること。		
	(2) 住戸等の外壁に面する開口部（防火設備が設けられた直径0.15m以下の換気口等及び面積が0.01㎡以下の換気口等を除く。）相互間の距離が、0.9m以上であり、かつ、次のア又はイに適合している。 ア 上下に設けられた開口部（直径0.15m以下の換気口等及び相互間の距離が3.6m以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられていること。		
	イ 住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成17年消防予第188号。以下「188号通知」という。）第2第3号に定める基準に適合するよう措置されたものであること。		
6	[住戸等と共用部分を区画する壁の要件] (1) 開口部には、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあつては、常時閉鎖式に限る。）である防火戸が設けられていること。 ただし、次のアからウまでに掲げる換気口等を除く。 ア 直径0.15m未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。） イ 直径0.15m以上の防火設備が設けられた換気口等 ウ ア及びイのほか、非開放の共用部分に面している防火設備が設けられた換気口等		
	(2) 開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあつては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき4㎡（共用室にあつては8㎡）以下で、一の開口部の面積は2㎡以下（常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室・受水槽室等の機械室の開口部は4㎡以下）であること。（別紙2住戸別開口部の算定表に記載すること。）		
7	[配管等の貫通部の要件] (1) 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。		
	(2) 配管の呼び径は、200mm以下であること。		

7	<p>(3) 配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径 300 mm の円の面積以下であること。</p> <p>(4) 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に 2 以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が 200 mm 以下の場合にあっては 200 mm）以上であること。</p> <p>(5) 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次のア又はイによること。 ア 配管は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋めること。 イ 告示（平成 17 年消防庁告示第 4 号）で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。</p> <p>(6) 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、断熱材による被覆等の措置により当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。</p>		
8	<p>[特定光庭]</p> <p>(1) 光庭の有無（有 ・ 無） ※無の場合以下不要。</p> <p>(2) 特定光庭に該当しない光庭について（188 号通知第 2 第 11 号）に定める基準に適合していること。 ※適合する場合以下不要。</p> <p>(3) 次に掲げる基準に適合しない場合、特定光庭に該当する。 ※特定光庭に該当する場合、(4)及び(5)の防火措置必要。 ア 光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、輻射熱により、当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が 10kw/m²未満である。 （188 号通知第 2 第 5 号に定める手順で受熱量を求めること。） イ 光庭が避難光庭に該当する場合、次に定めるところによること。 (ア) 火災住戸等（避難光庭に面するものに限る。以下同じ。）の輻射熱により当該光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難するものが受ける熱量が 3kw/m²未満である。 （188 号通知第 2 第 5 号に定める手順で受熱量を求めること。） (イ) 避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が 2.5 未満である。 (ウ) 前(2)により求めた値が 2.5 以上の場合、火災住戸等から噴出する煙層の温度が 4 ケルビン以上上昇しないこと。 （188 号通知第 2 第 8 号に定める手順で上昇温度を求めること。）</p> <p>(4) 特定光庭に面する開口部は、位置・構造告示第 4 第 2 号(1)及び(2)の基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 特定光庭に面する部分に設ける給湯湯沸設備等は、位置構造告示第 4 第 2 号(3)の基準に適合するものであること。</p>		

特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号。以下「構造類型告示」という。） について		適 否	図 面 番 号
二方向避難型特定共同住宅等			
1	<p>[避難上有効なバルコニー等]</p> <p>住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が、次の(1)から(3)の要件に適合するよう設けられていること。</p> <p>(1) 直接外気に開放されていること。</p> <p>(2) 避難上支障のない幅員(60 cm以上)及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合、80 cm以上の幅員を有していることが望ましいものであること。</p> <p>(3) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。</p>		
2	<p>[避難上有効な開口部]</p> <p>バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 2 に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。</p>		
3	<p>[隔板等]</p> <p>隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合は、隔板等の高さを 80 cm以上とし、容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板に次に掲げる事項が表示されていること。</p> <p>(1) 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨</p> <p>(2) 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法</p> <p>(3) 当該隔板の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨</p>		
4	<p>[二方向避難]</p> <p>住戸、共用室及び管理人室（避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除く。）において火災が発生した場合に、少なくとも 1 以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができること。</p> <p>ただし、バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。</p>		
5	<p>[メゾネット型]</p> <p>メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室の場合、各階毎に二方向避難を確保すること。ただし、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができる。</p>		
開放型特定共同住宅等			
1	<p>[隣接建物等に対する開放性]</p> <p>すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁（同一建築物等に廊下及び階段室等に面して当該建物等の外壁がある場合を含む。）との中心線から 1m 以上離れていること。ただし、一部が 1m 未満の場合はつぎのいずれかとする。</p> <p>(1) 1m 未満である部分が廊下端部を含む場合、当該部分の長さが 6m 以下で、かつ、当該部分の幅員の 4 倍以下であること。</p> <p>(2) 1m 未満である部分が廊下端部を含まない場合、構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(i)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなし、当該部分の幅は 2m 以下とし、かつ、当該部分の相互間の距離は 1 m 以上であること。</p>		

	<p>(3) 1m 未満である部分が廊下端部を含まない場合、非開放部分を含む廊下全体を 188 号通知第 3 第 2 号(5)に定める手順により煙の降下状況を検証し、煙が床面から 1.8m まで降下しないものであること。</p>		
2	<p>[光庭に対する開放性]</p> <p>すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと。</p>		
3	<p>[エントランスホール等]</p> <p>直接外気に開放されていないエントランスホール等(以下単に「エントランスホール等」という。)が避難階に存する場合、次に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路があること。</p> <p>(2) エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないこと。ただし、耐火構造の床又は壁(区画する床又は壁に開口部を設ける場合は、はめごろし戸に限る。)で避難階以外の階と区画されている場合はこの限りでない。</p>		
4	<p>[廊下の開放性]</p> <p>すべての階の廊下は次の(1)又は(2)に定めるところによるものであること。</p> <p>(1) 構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(イ)に定める要件に適合していること。</p> <p>(別紙 1 開放廊下計算式に記載し、平面図に図示すること。)</p> <p>(2) 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面から 1.8m)まで煙が降下しないこととして、188 号通知第 3 第 2 号(5)の基準に適合していること。</p>		
5	<p>[外気に面しない部分の開放性]</p> <p>外気に面しない部分が存する場合、次の(1)又は(2)に定めるところによるものであること。</p> <p>(1) 廊下の端部が閉鎖若しくはされている場合の外気に面しない部分(188 号通知第 3 第 2 号(4)に定めるものをいう。)の長さは 6m 以下で、かつ、当該部分の幅員の 4 倍以下であること。</p> <p>(2) 廊下の端部が開放されている場合、非開放部分を含む廊下全体を、構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(ロ)の基準に適合するよう、188 号通知第 3 第 2 号(5)に定める手順により煙の降下状況を検証し、煙が床面から 1.8m まで降下しないものであること。</p>		
6	<p>[階段室等]</p> <p>階段室等は、次の(1)又は(2)に定めるところによるものであること。</p> <p>(1) 平成 14 年消防庁告示第 7 号に適合する開口部を有すること。</p> <p>(2) 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面から 1.8m)まで煙が降下しないこととして、188 号通知第 3 第 2 号(5)の基準に適合していること。</p>		

二方向避難・開放型特定共同住宅			
1	<p>[避難上有効なバルコニー等]</p> <p>住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が、次の(1)から(3)の要件に適合するよう設けられていること。</p> <p>(1) 直接外気に開放されていること。</p> <p>(2) 避難上支障のない幅員(60 cm以上)及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合、80 cm以上の幅員を有していることが望ましいものであること。</p> <p>(3) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。</p>		
2	<p>[避難上有効な開口部]</p> <p>バルコニー等に面する住戸等の外壁に、規則第 4 条の 2 の 2 に規定する避難上有効な開口部が設けられていること。</p>		
3	<p>[隔板等]</p> <p>隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合は、隔板等の高さを 80 cm 以上とし、容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板に次に掲げる事項が表示されていること。</p> <p>(1) 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨</p> <p>(2) 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法</p> <p>(3) 当該隔板の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨</p>		
4	<p>[二方向避難]</p> <p>住戸、共用室及び管理人室（避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除く。）において火災が発生した場合に、少なくとも 1 以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができること。</p> <p>ただし、バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りでない。</p>		
5	<p>[メゾネット型]</p> <p>メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室の場合、各階毎に二方向避難を確保すること。ただし、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあつては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができる。</p>		
6	<p>[隣接建物等に対する開放性]</p> <p>すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁（同一建築物等に廊下及び階段室等に面して当該建物等の外壁がある場合を含む。）との中心線から 1m 以上離れていること。ただし、一部が 1m 未満の場合はつぎのいずれかとする。</p> <p>(1) 1m 未満である部分が廊下端部を含む場合、当該部分の長さが 6m 以下で、かつ、当該部分の幅員の 4 倍以下であること。</p> <p>(2) 1m 未満である部分が廊下端部を含まない場合、構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(i)d の「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなし、当該部分の幅は 2m 以下とし、かつ、当該部分の相互間の距離は 1m 以上であること。</p> <p>(3) 1m 未満である部分が廊下端部を含まない場合、非開放部分を含む廊下全体を 188 号通知第 3 第 2 号(5)に定める手順により煙の降下状況を検証し、煙が床面から 1.8m まで降下しないものであること。</p>		

7	<p>[光庭に対する開放性]</p> <p>すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していないこと。</p>		
8	<p>[エントランスホール等]</p> <p>直接外気に開放されていないエントランスホール等(以下単に「エントランスホール等」という。)が避難階に存する場合、次に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路があること。</p> <p>(2) エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないこと。ただし、耐火構造の床又は壁(区画する床又は壁に開口部を設ける場合は、はめごろし戸に限る。)で避難階以外の階と区画されている場合はこの限りでない。</p>		
9	<p>[廊下の開放性]</p> <p>すべての階の廊下は次の(1)又は(2)に定めるところによるものであること。</p> <p>(1) 構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(イ)に定める要件に適合していること。</p> <p>(別紙 1 開放廊下計算式に記載し、平面図に図示すること。)</p> <p>(2) 住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面から 1.8m)まで煙が降下しないこととして、188 号通知第 3 第 2 号(5)の基準に適合していること。</p>		
10	<p>[外気に面しない部分の開放性]</p> <p>外気に面しない部分が存する場合、次の(1)又は(2)に定めるところによるものであること。</p> <p>(1) 廊下の端部が閉鎖されている場合の外気に面しない部分(188 号通知第 3 第 2 号(4)に定めるものをいう。)の長さは 6m 以下で、かつ、当該部分の幅員の 4 倍以下であること。</p> <p>(2) 廊下の端部が開放されている場合、非開放部分を含む廊下全体を、構造類型告示第 4 第 2 号(4)イ(ロ)の基準に適合するよう、188 号通知第 3 第 2 号(5)に定める手順により煙の降下状況を検証し、煙が床面から 1.8m まで降下しないものであること。</p>		

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等について					
種 類	管 材 質		施 工 方 法	適 否	図 面 番 号
	住戸等と共用部分の壁	住戸等と住戸等を区画する壁			
給水管					
給湯管					
排水管					
汚水管					
通気管					
配電管					
ガス管					
その他					
天井埋込式乾燥装置				適 否	図 面 番 号
浴室の天井に設ける埋込式乾燥装置（電気を熱源とするものに限る。）は、浴室天井埋込式乾燥装置の指導基準（平成 10 年 9 月 25 日堺消本予第 811 号）に適合しているものであること。					

〔添付図面〕

附近見取図・配置図・仕上表（内）（外）・求積図・各階平面図・立面図・断面図・詳細図・矩計図・消防用設備等の設計図 ※特に必要な部分の平面、断面等（光庭、階段、メーターボックス、その他特殊な設計になっている部分）

